

第百九十三回国会
衆議院
国土交通委員会
議 録
第二十一号

平成二十九年五月三十日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 西銘恒三郎君

理事 今枝宗一郎君

理事 中根 一幸君

理事 宮内 秀樹君

理事 本村賢太郎君

理事 秋本 真利君

理事 大西 英男君

理事 加藤 寛治君

理事 神谷 昇君

理事 神田 憲次君

理事 工藤 彰三君

理事 佐田玄一郎君

理事 田所 嘉徳君

理事 中谷 真一君

理事 根本 幸典君

理事 藤井比早之君

理事 堀井 学君

理事 望月 義夫君

理事 黒岩 宇洋君

理事 松原 仁君

理事 村岡 敏英君

理事 伊佐 進一君

理事 中川 康洋君

理事 本村 伸子君

理事 野間 健君

岩田 和親君

西村 明宏君

津村 啓介君

佐藤 英道君

大塚 高司君

加藤 鮎子君

金子 恭之君

神山 佐市君

木内 均君

小島 敏文君

鈴木 憲和君

津島 淳君

中村 裕之君

橋本 英教君

古川 康君

前田 一男君

荒井 聰君

小宮山泰子君

水戸 将史君

横山 博幸君

北側 一雄君

清水 忠史君

椎木 保君

政府参考人
(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長)

北島 智子君

政府参考人
(国土交通省土地・建設産業局長)

谷脇 暁君

政府参考人
(国土交通省住宅局長)

由木 文彦君

政府参考人
(観光庁長官)

田村明比古君

参考人
(弁護士)

三浦 雅生君

参考人
(旅館経営者)

永山 久徳君

参考人
(神戸松蔭女子学院大学教授)

中林 浩君

授

国土交通委員会専門員

伊藤 和子君

委員の異動

五月三十日

辞任

大西 英男君

田所 嘉徳君

古川 康君

同日

辞任

加藤 寛治君

神山 佐市君

神田 憲次君

補欠選任

大西 英男君

田所 嘉徳君

古川 康君

五月三十日

精神障害者の交通運賃に関する請願(六見陽一君紹介)(第一三九九号)

同(高橋ひなこ君紹介)(第一四〇〇号)

同(古川康君紹介)(第一四〇一号)

同(石田祝稔君紹介)(第一四六八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

住宅宿泊事業法案(内閣提出第六一号)

○西銘委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、住宅宿泊事業法案を議題といたします。

本日、本案審査のため、参考人として、弁護士三浦雅生君、旅館経営者永山久徳君及び神戸松蔭女子学院大学教授中林浩君、以上三名の方々に御出席いただいております。

この際、参考人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

す。本案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、三浦参考人、永山参考人、中林参考人の順で、それぞれ十二分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきます。

なお、念のため参考人の方々に申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと存じます。

それでは、まず三浦参考人、お願いいたします。

○三浦参考人 御紹介いただきました弁護士三浦

浦です。

私は、一昨年、政府部内に設置されました「民泊サービス」のあり方に関する検討会に構成員として指名され、また、座長代理として議論に参画してまいりました。

今回の本法案は、この検討会で報告された報告書に基づいて作成された経緯があることから、以下、その概要と、私が考える本法案への反映の中心について御説明したいと思っております。

まず、検討会の構成メンバーなのですが、御承知かと思いますが、防災、都市計画、一般刑事法、シェアリングエコノミー等を専門とする大学教授の先生方、宅建取引法、旅行業法を専門とする実務的な法律家、弁護士ですが、そういう方、管理関係ということで不動産業界の代表者の方、それから、当然のことながら、不利益を受けるかもしれない旅館業界の代表者の方々、それから、利用者の立場ということで消費者団体の代表者の方、そういった方が構成員となって、かなり積極的な議論が行われました。

民泊について、検討会の基本的な認識としては、インターネットによるマッチングシステムを採用して、それによって個人の遊休資産をシェアするという、いわゆるシェアリングエコノミーの一態様である、そういった観点から見るときではないかという意見が大勢を占めました。

そうしますと、旅館業との関係でいけば、同じ宿泊サービスではないかという疑問があるわけですが、住宅の活用という観点からいうと、やはり、類似のサービスではあるけれども異なったものだということで、単に旅館業法違反ということと切って捨てるのではなくて、新しい態様の取引として、積極的に、明確なルールのもとでコントロールしていくべきではないかというのが検討会の結論であります。

ただ、検討会の議論の過程の中で、幾つかの心配な点、負の側面が指摘されました。私なりに整理しますと、五点ほどあります。

一点目が、本来、宿泊のサービスを提供する事業者というのは、その事業遂行に伴って何らかの利益があった場合には、それを当然、事業者として負担すべきなのですが、いわゆる違法民泊においては、宿泊者が勝手にごみを捨てる、あるいは騒音を出すということについて、その利益を甘受せず、近隣の住民がそれを負担するという、いわゆる外部不経済の問題が生じています。

それから、二番目が、民泊の中でテロの犯罪者が何らかの共謀を働くというような事柄とか、あるいは麻薬取引を行うというようなことが行われているという点で、そういった犯罪の防止の問題があります。

三番目が火災の問題であります。不特定多数の方々が使うという意味では旅館業と類似していますので、防火、消防のための措置を講ずるということです。

四番目が感染症の予防ということです。これもやはり、不特定多数の方々が集まりますので、感染症の方がいたときに、その感染ルートをはっきりとさせる必要があるということです。

五番目が住専地域の問題です。住宅専用地域について、住宅を活用するという観点からいいますと、論理的には住専地域でも営業を認めざるを得ないということ、それが果たして地域との整合性を保てるのかという問題がありました。

これらについて、検討会の報告書では、そういった問題を、具体的な方法ある程度示して報告書の中に盛り込まれました。

この五つの論点というのは、基本的には、この民泊が、いわゆるアンダーテーブルのもと、つまり違法な状態で行われているために、行政庁から実態がつかめないという前提があつてこの五つの問題が生じているという関係がありますので、まず一つは、テーブルの上につける必要があるだろうということ、できるだけ容易な形で宿泊事

業を行う方たちが法制度の上に乗っかれるようにする必要があるだろうということで、まず、住宅を持つている方の届け出という一番簡易な行政手続を採用することにしました。

その前提で、実態把握ができるということになれば、まず一番目の外部不経済の問題については、住宅提供者が宿泊客に対して、日本のごみ出しの問題、それから住宅の使用の仕方、騒音の問題等を説明して、積極的に防止策をとるべき義務を課したということです。

それから、二番目のテロ、犯罪等の防止については、旅館業と同様に宿泊名簿の作成義務を課することによって本人確認ができるような状態にすることで、その点は防止できるのではないかとこのように考えました。

それから、三番目の防火、消防の関係についても、本法案の中に具体的な規定が盛り込まれたのと、省令事項でそういった措置の義務内容を具体化しています。それから、消防法の適用においては、旅館業と同じように適用するというふうに向つてあります。

それから、感染症の抑止については、感染症が生じたときに、その感染ルートを探る必要があるわけですが、これは、先ほど言った宿泊名簿の作成によって可能になるだろうということが考えられます。

そういった意味で、今回の法案は、旅館業とは別の法案として宿泊サービスの提供を許したわけですが、安全面については旅館業とほぼ同等のレベルの規制を維持しているというふうに私は理解しております。

それから、検討会の議論の中で一番問題となつたのは、遊休資産とはいえ、個人の住宅を用いて宿泊サービスを提供するという業態は初めてのことなので、一体どういう要件を課したらそれが許されるというふうにすべきなのかということが大きな議論になりました。これについては、当然のことながら、民泊に参入したいという不動産業界の方々、それから既存の業界の利益を守りたいとい

いう旅館業界の利益が真つ向から対立するような議論であつたわけですね。

これに対しての検討会の考え方は、原点に戻ろうということです。つまり、住宅を活用するという法案である以上は、住宅としての事業性を超えない、事業ではあるけれども、あくまでも住宅として活用しているんだというところまでの限度を設けようということになりました。これがいわゆる日数制限の問題です。上限百八十日の程度を守つていただければ、事業性はあっても、なお住宅としての使用として認めても構わないのではないかと考え方を定めます。

それから、最後に残つた論点として、地域の問題です。先ほど言った、住宅専用地域で営業を許しているのかというのが、都市計画の専門の先生方からかなり厳しい御意見が出されました。ただ、住宅の活用という前提でいく限りは、論理的に、そこはだめなんだというのはちょっと難しい話なんです。

ここはやはり、住宅としての管理がきちつと行われる、住宅の管理者の登録のところでプロの業者の方たちが入つていただいて、住宅としての管理を全うしていただく。あるいは、居住型であれば、個々の所有者の方たちに責任を持つていただくという観点。それから、地方自治体が、地域の実情に応じて区域を限定して、期間を制限することができるような条例で具体的に規制ができるだろうと。そういった形で、地域住民との調整を、最も近い行政庁である地方自治体に任せることでそれが全うできるのではないかと考えに落ちつきました。

最終的に、この法案は、かなり利害の対立の中ででき上がった法案で、法律家の私の目から見ても相当すれすれの部分でつくられていたとは思いますが、かなり考え抜かれた、検討会の考え方を、観光庁が、あるいは厚労省の方たちが、大変短い時間の中で工夫された結果だろうと考えております。

できれば、施行後に、三年後に再度見直すとい

う条項が附則にありますので、ぜひその段階で真剣に見直していただいて、恐らく、最終的には、民泊の関係でいけば、チェックイン手続の代行業務、あるいはリネンサービス等の清潔を図る業務の代行という新しいビジネス分野がで上がることで、既存の旅館業の方たちも新しい分野にどんどん入つていくということが私は予想できると思います。そういう意味で、いずれは、融合した一つの宿泊業界という形になるのではないかとこのように考えております。

以上、私の意見とします。(拍手)

○西銘委員長 ありがとうございます。

次に、永山参考人、お願いいたします。

○永山参考人 ありがとうございます。私は、岡山県などで旅館業を営んでおります永山と申します。

本日は、住宅宿泊事業、いわゆる民泊新法に對しまして意見を申し上げる機会を与えていただきましたことに御礼を申し上げます。

現在、宿泊者や地域住民の安心、安全を脅かしている、法の目の届かない、いわゆる違法民泊の解消は、宿泊業界としてもその対応を望んでいるところで、新たな規制法がこのような形で検討されていることについては感謝いたしております。しかしながら、宿泊業を営む者として、現在の法案内容につきまして、御配慮いただきたい事項について幾つか御意見を申し上げます。

まず、私が懸念しますのは、民泊の理念と実態が乖離していくこととあります。

民泊の理念とは、訪日客の増加に伴い、オリンピックなどのイベント時や観光シーズンなど、宿泊施設の不足が見込まれる時期に、シェアリングエコノミーの制度を活用し、有効利用されていない住宅の空室を利用することで需給の弾力化を図る、そういったことだと解釈しております。これは、観光産業に携わる私にとっても歓迎すべき考え方であります。

しかしながら、違法民泊の現状を見ても、一般の市民が余つた空室を活用するという、いわゆる

家主居住型民泊は全体のごく一部にすぎません。大多数は、国内外の企業や投資家が民泊用に空きマンションを購入し、それを運用する家主不在型民泊、いわゆる投資型の民泊であります。都内に数十件の物件を抱え、ホテルと同様に大規模な集客を行っているケースも既にご覧いただけます。

パリなどの先行事例では、民泊ビジネスの解禁によって、都心部において企業や投資家が投資物件として民泊向けの物件を買収することによって、周辺の家賃相場が高騰して、結果、もともと住民が減少して、地域のコミュニティが崩壊する、そういった事例も報告されています。

さらに、これらの民泊ビジネスの利益率は、我々ホテル、旅館業と比べて圧倒的に高いものというふうにご推察できます。建築基準法や消防法にかかわる設備基準は、住宅よりも商業施設である我々ホテルの方がより厳しいものです。さらに、固定資産税の減免であったり、そういうものがある住宅を民泊に転用することによって、旅館業法上必要となる設備や、夜間警備などの人的コストも不要になります。

先ほど、議論の中では、旅館業と同程度の安全基準を目指すということが議論されたというふうには聞き及んでおりますけれども、果たしてこれが実効性があるものか、大いに疑問を持っております。

現に、この民泊新法の成立を見越して、大手建設会社などが、民泊利用を前提とした分譲マンション、いわゆる民泊マンションと呼ばれる物件の新築を計画しております。これは、今回の民泊新法を拡大解釈した、いわゆる共同所有の低コストホテルの建設をもうけているものにすぎません。余剰資産の活用をするというシェアリングエコノミーの概念からは、新築のマンションを建てて民泊を行うということは、かけ離れた考え方ではないかなというふうに考えております。

これについては、例えば、新築マンションにおいては新築後数年間は民泊としての登録を認めないとか、事業者が大規模に所有することなく、所

有可能な物件数に制限を設けるなど、いろいろな形で、自宅の空室を提供しようという本来の善意の民泊事業者が、大規模事業者であつたり投資家の考えに追いやられることのないよう、健全な形のシェアリングエコノミーの制度となるように御議論をいただきたいというふうに考えております。

次に、民泊には用途地域制限が適用されないことに対する懸念でございます。

新法のもとでは用途地域による制限はないため、これまでホテル営業が認められなかった住居専用地域などでも民泊が認められることとなります。そこで、先述の民泊マンションといったものが新規に建設された場合、閑静な住宅地にホテルが立地するのと同じ考え方になります。既に検討されている事例として、ネームバリューを持つ高級住宅地に集合住宅を建設し、一棟丸々高級ホテルのような形態で民泊を運営するといったことや、教育施設の近隣に民泊マンションを建設し、いわゆるラブホテルのような営業を行うと、そういう企画をしている企業がございまして、どちらのケースも、既存の住民の生活や近隣の地価に大きな影響を与えることは必至だと考えております。

対応策としては、地方自治体におきましてきめ細かな制限を設け、民泊を推進する地域と民泊を禁止する地域を明確に分けることとございまして、現法案では、都道府県や保健所設置自治体による泊数の制限が認められているのみで、制限禁止地区の設定にまでは踏み込まれておりません。全ての市町村で条例を制定可能にすることはもちろん、民泊の営業に当たっては、各地域の自治会であつたり近隣住民の同意を条件にするなど、地域の実情に応じた運用条件の整備を切望するものでございます。

次に問題だと思っておりますのは、地方自治体による民泊に対する規制や取り締まりの実効性、監督体制についてでございます。

御承知のとおり、我々旅館業法下の宿泊施設に

つきましては、保健所を初め、消防、警察、建築指導課など多くの担当部署が定期的に立ち入り、安全と治安の維持のための指導を行っていただいております。特にスポーツイベントや国際会議の開催に際しては、施設の事前調査であつたり不審者のチェックであつたり、事故や犯罪を未然に防ぐ取り組みを官民一体となつて行つてまいりました。

民泊の解禁によって、我々のこれまでの努力が無になることをおそれております。犯罪を計画する者は、ホテルでなく民泊を利用しようとすることは明らかになるからでございます。昨年のパリ、先日のロンドンでのテロも、犯人グループが他人名義で民泊を予約し、潜伏していたという報道もございまして。

例えば、現在、ホテルでは、宿泊者のパスポートの提示と対面での本人確認が義務づけられております。さらに、フロントで二十四時間の監視を行うことで、予約者以外の施設への出入りを防いでいます。

しかし、民泊では、対面確認までは求められておらず、予約時にインターネット上で宿泊者のパスポート画像を登録するなど、そういった簡易な方法が想定されております。しかし、対面確認がなければ、実際に本人が宿泊するかどうかを確かめることはできません。しかも、利用する人が利用人数を偽つて大勢で宿泊するケースであつたり、そういったものをまですチェックすることは不可能であり、テロや不正の温床となる可能性が残っております。

この点に関しましては、インターネット上の取引であつたとしても、宿泊時には、地域や管理業者の責任において、対面での本人確認を行う必要はあるというふうに考えております。

次にお話ししますのは、地方自治体の負担についての懸念でございます。

例えば、京都市における宿泊施設数はおおよそ千件でございます。しかし、調査によれば、民泊の件数は既に二千七百件でございます。つまり、こ

れは、民泊を解禁して、民泊事業者としてこの全てに登録した場合に、今、監督省庁が千件を監督しているところが、一気に三千七百件を監督しなければならぬということになります。数年後には、民泊はさらにこの数倍に膨れ上がるという試算もございまして。しかも、民泊のほとんどは家主不在型の民泊でございますので、査察にも時間がかかることが想定されます。対応するためには、地方公共団体の担当職員を数倍にふやす必要がございます。

法の運用に当たりましては、民泊事業者に、開業時の届け出だけでなく、住民にも閲覧可能な定期報告を義務づけたり、届け出に有効期間を設けて更新制にすることなど、事業の透明性を高めていただきたいというふうにお願ひ申し上げます。最後に、最も懸念されますのが、民泊サービスの年間提供日数の上限を百八十泊と定義している件についてでございます。

この捕捉をどのように行うのか、具体的な方法についてはまだ提示されておられません。仲介事業者サイトの責任において制限を設けるなどの案が出ておりますが、民泊事業者が複数の仲介サイトに登録してしまつて、複数で運用してしまえば、その制限も意味をなしません。また、二回目以降、利用を希望するリピーターとオーナーが直接取引をして、物件所有者の知人だと偽つて民泊営業をした場合にも、これをチェックする方法は現在ございません。

近隣住民や地方自治体の監視のもとで百八十泊未満を厳守させるための仕組みと、違反した民泊事業者への登録取り消しも含めた厳格なルールの構築を強く願ひするものでございます。

また、民泊サイトを運営する仲介業者に対しても、例えば、未届けの違法民泊物件を今後も同時に取り扱うことや百八十泊以上の販売を行うことも考えられますので、その場合も、法律の運用も含めた厳格な措置を要望いたします。

最後に、旅館業法との関連性についてもお話を

させていただきます。

現在、旅館業法の改正も国会に提出されていると聞きますが、この民泊法案が施行されても宿泊者や住民の安全が問題なく保たれるのであれば、旅館業法はそもそも不要ではないかという議論もござります。何より、この両法が、民泊法案と旅館業法の改正が同時に施行されなければ、年間百八十泊未満の宿泊事業に関しては、二つの省庁にまたがった二つの制度が混在することになってしまいます。

宿泊業全体での平均稼働率は現在六〇％程度でござりますが、地方であったり、旅館、リゾートホテルであったり、そういった業態に絞りますと、大多数が五〇％未満の稼働率になっております。ということは、我々旅館施設で稼働率五〇％未満の施設が、今後、施設を住宅として届け出し直して、旅館業法を返上することによって、安全面の基準の低い民泊に転業することが可能だということに考えております。こういったことによつて、固定資産税の減免などを目的とした転業がふえてくることも想定されるというふうに考えております。

不公平緩和のためには、既存の宿泊施設が民泊に転業することに関してどのように考えられるか、そういったことも考慮されて、逆に、大規模な民泊事業者が旅館業法上の許可をとらなければならぬような取り組み、そういったものも含めて御考慮いただきたいというふうに思います。先生方におかれましては、宿泊者の安心、安全や地域住民の治安の維持、不安の払拭を最優先にお考えいただき、シェアリングエコノミーの理念がねじ曲げられることなく、我々宿泊業と共存可能な制度となるよう、御討議をお願い申し上げます。

以上でございます。(拍手)

○西銘委員長 ありがとうございます。

次に、中林参考人をお願いいたします。

○中林参考人 中林浩と申します。

都市計画学を専攻しております、京都・まち

づくり市民会議というような団体で、京都のまちづくりにかかわっているいろいろなことをしております。

民泊の急増というのが町全体のあり方に対して大きな問題を投げかけているということで、意見を言わせていただきます。

観光という営みは、そもそも、人間にとって非常に崇高な営みで、最高の自己実現の行為の一つだということに思っております。

しかし、今、残念ながら非常に大きな問題となつていのは、外国人観光客、とりわけアジア諸国からの観光客が急増したために、その人々が迷惑な存在だというふうに地域から思われていることです。観光に来て人たちが迷惑だというような状態は、観光という営みにとって決していいわけがなく、長続きするはずはありません。

基本的には、私は、外国人観光客の問題があるのではなく、日本のシステムに問題があるということをまず最初に述べておきたいと思えます。

空き家だったところが、宿泊施設、民泊になる、これが蔓延してきているという状況で、私は京都について述べるわけですが、この中で、京都市民もホスピタリティを発揮するよう余裕がない状態が生まれております。ですから、ここをどう考えていくのかということが重要で、地域がホスピタリティを発揮できるとい

のは、ある程度長い時間をかけて秩序ができてくるものというふうに思われます。今の急増する民泊の状況では、なかなかそうはなっていないということを申し上げておきたいと思えます。

観光政策というのは非常に多面的な問題で、いろいろな複合的な視点から検討しておかなければならないので、民泊から少し離れたことも少し申し上げておきますと、私たち京都のまちづくりの運動は、京都の景観や文化財をよく守ってきたというふうに自負しております。これが、やはり京都の現在の観光の人気の土台にある。

ところが、政策自体がこの魅力を損ないかねないというような状況も起こっているわけです。

例えば、世界遺産の二条城内に大型バス駐車場が建設されようとしている。あるいは、世界遺産の下鴨神社の中に宮裕層マンションができようとしている。また、京都の観光の一番中心である東山の中にある清水小学校、また、都心、繁華街にある立誠小学校、これらが廃校になりました。廃校になった跡が、一般市民の利用できる施設になるならまだしも、これがホテルにかろううとしていくというような状況も起こっております。

まず、観光の出発点である、地域のすぐれた景観や文化財を損なわない、こういう観点が非常に重要かと思えます。

非常に俗な言い方をしますと、観光ブーム、観光バブルのうちに、業者も行政も一もうけしておこうというような観点が目立つというのが現在の京都での状況です。

さらに、いろいろなことを指摘しておかなければいけないのですが、例えば、交通の問題というのも観光については随分大きい問題です。これらの問題も、やはり宿泊施設の問題と連動して解決すべき問題です。

しかし、きょうは民泊のお話ですので、民泊の急増の中でさまざまな問題が起こっているということをまず指摘したいと思えます。

今、永山さんからもお話がありましたけれども、非常に静かな居住地の中に民泊が入ってきた、ごみと騒音に住民が悩まされる。これは、夜間にいろいろなことが起こる。今まで静かだったところがそういう場所に変わるというのは、住民にとって非常に不安なことなんです。

また、よく言われるのは、所有者が遠隔地にいて、何かトラブルがあったときに連絡がとれない、こういうことが頻繁に起こっております。

また、道を聞かれたり、場所がわからないというような旅行者とも頻繁に出会い、住民は本当に不安な中で生活をするという地域がふえております。それに対して、行政の方も人手が足りないほど民泊がふえております。

また、無届けが多いのですが、これも永山さんがおっしゃいましたけれども、仮に簡易宿所としての届けが出されていても、例えば帳場が段ボールでつくってあるだけのようなもので、その届け出が行われる、そういうようなことも起こっております。

日本には八百万を超える空き家がふえているのですけれども、これらの空き家の多い京都の地域というのは、同時に、文化財や自然環境が卓越しているところがあります。ですから、こういう空き家の問題、そして、地域が疲弊しているところに民泊が入ってくるということが重なっております。こういう問題をどう考えるのかということ、非常に重要な問題だと思われま

す。ですから、空き家があるからといって、最も収益性が上がることを追求するという方針で民泊がふえるならば、京都は、地域が本当に崩壊する危機に立っているということが言えると思えます。

そして、こういう問題に対してどんな仕組みがあるかということなんですけれども、防災、防犯、衛生の観点から見ても、これまでの旅館業法の充実、試され済みの方策、行政が習熟している仕組み、この土台の上に新しい政策が展開されるのがいいというのが私の意見です。こうした非合法の民泊が蔓延している中で、適切な規制なしに合法化する危険というのはいと云々ざるを得ないと思っております。

また、本法における施行令がどのような内容になるのか、あるいは、自治体の条例でどれだけいろいろな重要なことが決められるのかということはまだよくわからないところで、ここを十分議論する必要があるのではないかと考えられます。とりわけ京都府域では、他地域で見られないほどの状況が起こっているわけです。

京都の場合は、都心に人がたくさん住んでいて、そのコミュニティがしっかりとついているというところに全体としての魅力があったわけですが、けれども、そういうところの民泊が地域を壊しかねないという状況になっております。

京都だけではなく、東京は東京の、大阪は大阪の独自の施策がどのように展開できるのかという議論が重要ではないかと思ひます。

近年は、諸外国の観光の盛んな大都市でも、こうした民泊に近いようなものは、どちらかという規制する方向で動いているので、そのことにもよく学ぶ必要があるのではないかと思ひます。問題の焦点は、やはり家主不在型の民泊にあるのではないかと思ひます。

ですから、地域住民が宿泊管理者や仲介業者、また宿泊者が事業者とどのように連絡がとれるのかというようなことをしっかりとつくりたい限り、民泊は非常に危険なものになっていくのではないかと思ひざるを得ません。それを保証する自治体行政がどう展開されるのかということが重要なところだと思ひます。

また、事業者と地元住民の話し合い、合意のもとで民泊ができていくという状況が生まれない限り、決していい宿泊施設は生まれていかないというふうに思ひます。それを逆に言うとう、住民組織がしっかりといて事業者と話し合いを重ねていくところでは、それなりの幾つかの秩序が生まれてきているというふうな事例もあります。

そして、もう一つ指摘しておかなければいけないのは、民泊の中でも、もちろん、今言いましたように、京都の路地の中の一戸建て住宅が民泊にかわっていく問題というのも非常に大きいんですけれども、集合住宅、分譲マンションの中に混入する民泊というのは、さらに複雑な問題を引き起こしかねないというふうに思ひます。これは極力規制すべき問題ではないかというふうに思ひます。

私は、こういう外国人観光客の急増というのは東京オリンピックまでの一過性のものであるという議論もありますが、必ずしもそうではなくて、アジア諸国の経済力の発展を見ると、まだまだ日本に求める観光客はふえるだろうし、その人たちに日本の誇るべき地域を見せていくことは当然

然発展していくべきことだと思ひます。

そのときに、今、地域に歓迎されないような民泊の存在があるというのは、観光にとつて長期的に見ても本当に不幸なことで、これは、長期的に見ると、経済的にも豊かになる道であるというふうには思ひません。

ですから、宿泊施設のあり方を、もつとみんな知恵を出して乗り切っていくということが重要なのではないかな、やはり、観光の土台には、その地域の人が楽しく住んでいて、ホスピタリティを発揮できる形で宿泊施設ができていく、そういう方策を議論の中で組み立てていくべきだというふうに思ひます。

以上です。(拍手)

○西銘委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○西銘委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中谷真一君。

○中谷(真)委員 自民党の中谷真一でございます。

三名の参考人の皆さん、きょうはありがとうございます。ざいしました。民泊とはどういうことなのかということが大体わかったということではないかなというふうに思ひます。ちょっと深掘りをしてお聞きをしていきたいというふうに思ひます。

まず最初に、三浦参考人と永山参考人にお聞きしたいのです。

永山参考人が言われていました、旅館業と、それに對して民泊というのが出てくるということであり、また民泊というものは、今、違法民泊が非常にいろいろな問題を引き起こしているという意味では、私は、ある一定のルール化をして管理するということは、三浦参考人が言われていたとおり、必要なことだというふうに思ひます。ただ、今までの既存の旅館業に對してのいわゆる

補充措置ということはこの民泊ということなのかなというふうに思ひます。ところであります、それについて、あり方検討会で、民泊ということが旅館業に對してどういう位置づけで議論されたのかというところを三浦参考人にお聞きしたい。

あと、お二人にお聞きしたいのは、旅館業と今回新設する民泊というものが競争の土台にのつたときに、旅館業が不利な競争をさせられることになつてはいけないというふうには私は思ひます。そこをどう調整していくのかということ、これを、三浦参考人はあり方検討会でどういう議論をされたのかということ、ここが不利なんだよ、ここがところが一番問題だということ、これを永山参考人には教えていただきたいというふうに思ひます。

○三浦参考人 お答えします。

まず一つが、旅館業の補充措置なのかどうかという点なんですが、これは、宿泊施設の需給との絡みという議論だろと思ひます。

確かに、検討会では、需給関係が逼迫しているという背景で議論されています。ただ、需給関係が逼迫しているから民泊を許すべきだというストリートナ形にはなっていないです。

なぜかという、先ほどからいろいろ民泊の弊害を言わざるを得ないのと言っていますが、片方で、圧倒的多数の支持者がいるわけですね。民泊を利用したいという外国人旅行者あるいは日本の旅行者もいるわけです。そういう方たちがなぜ民泊を利用するかといえば、やはり安いだけではないんだろと思ひます。

そういう意味で、先ほど言ったシェアリングエコノミーだからいいという意味ではなくて、そういう新たな新しいニーズが出てきている、そういう意味で積極的に位置づけようというのが検討会の考え方というふうには私は理解しています。もう一点、自由な競争というのには当然必要なわけですが、ちよつと誤解があるのかもしれませんが、民泊

は、旅館業をやりとやすくするためにつくる法律だというふうにお考えになつておられるとすれば、その辺はちよつと間違ひで、やはり、先ほど言ったような犯罪の防止とか旅客の安全の面については、法案の中にも、旅館業と全く同じように、宿泊名簿を作成しなくちゃいけないとか、あるいは衛生設備をきっちりとか備えなくちゃいけないとか、あるいは消防法の適用であればイコールの適用になつていくわけですね。そういう意味では競争条件としては同じだろと思ひます。

ただ、問題は、自宅を活用するという部分がある、ある程度、コスト的には民泊の方が安くなるのかもしれない。ただ、それは、その分、旅館の方がリッチなサービスを提供するというところで、競争の側面が違ふということ、検討会の方では理解しているというふうにお考えいただければと思ひます。

以上です。

○永山参考人 ありがとうございます。

御指摘のとおり、旅館業と民泊の運営者については、本来であれば競争する立場にはないというふうにお考えを述べ、お互いを補充し合える立場になるべきだということに考えておりますけれども、先ほども申し上げたとおり、空き家を活用して、繁忙期に民泊を活用するということがあれば、旅館の補充的な立場にはなるんですが、最初から民泊目的で投資をして新築マンションを建てたりマンションの部屋を購入したり、そういう方にとっては、もちろん投資効果を追求されるわけですから、これは、余剰資産の活用ではなくて、最初から利回りであつたり稼働率を追求したビジネスとしての商売になると思ひます。その場合には、どうしても我々旅館業とは同じ土俵で戦わざるを得ない、そういうケースが出てまいります。

先ほど三浦弁護士の方から、消防その他の安全基準はホテルに準ずるものだ、同じものだというふうには説明がございましたけれども、実態的には、マンションの規格と旅館の規格というのはい

ろいろなところで異なるものがありますので、今から大規模事業者が最初からホテルのようなマンションを建てて運用するといったときには、明らかにこれはバツテイングする、当然そういった事業になるというふうに考えております。

個人の民泊事業者と、大規模な事業者がマンションを二棟建てて運用するといったものは、やはり分けて考えていくべきではないかなというふうに考えております。

以上です。

○中谷(真)委員 ありがとうございます。
私は、しっかりと共存していくという意味では、位置づけをある程度分けていく必要があるのかな、この二つを競争させて、法律がいわゆるイコールではないかということになっていくと非常に問題なのかなというふうに思います。そのところはどのように運用でやっていくかということとるだと思ふんです。

それで、今、そういう運用に関して、永山参考人がさっきおっしゃいましたけれども、いわゆる民泊をやるとしたら、物すごい数になるんだらうということ言われていました。エアビーアンドビーに登録されているのは一万数千件とも言われています、これをどうやって管理するのかというところは、行政のパワーとしても物すごい問題だと思ひます。

このところ、この運用に関しては、あり方検討会ではどういう検討をされたのか。もちろん安全面が一番だと思ひますけれども、そういうところをどういうふうに検討されたのかというところを三浦参考人に教えていただきたいと思ひます。

○三浦参考人 お答えします。
検討会では、そこまでの細かな議論は率直に言っておりません、方向性を示すという意味での検討会です。

ただ、個人的には、シェアリングエコノミーの本質は電子データでの取引だということですね。先ほど永山参考人が、リピーターの方が直接取引をする事例もあるんだということですが、そう

いった取引もあると思ふんですが、数的には非常に少ないと思ひます。

そうすると、あとは電子データでのやりとりです。例えば、今、観光庁の方あるいは厚労省の方で考えになっているのは、届け出、登録も全てインターネットで行うというふうなこともお考えになっていると思ひます。そうすると、電子データの照合でかなりの数の情報を把握することができるので、今までは全く違った形で行政の規制が可能ではないかというのが私の意見です。

以上です。
○中谷(真)委員 これは、さっき永山参考人が言われていましたけれども、本場にそれで確認できるのかという問題が僕もあると思ひます。フランスの例とかもありますので、テロの拠点になっていたとか。こういう例もありますので、どうやって本人確認していくかというのは、本場にそんな簡単にしていけるのか非常に思ふわけであります。そこところは今後の議論になっていくのか。先生方が質問されると思ひますけれども、そこところは観光庁としてどう考えていくのかということとは重要なことというふうに思っております。

最後に、中林参考人にお聞きしたいと思ひます。
京都でさまざまな行政に対する御支援をいただいているというところでございますが、今、京都でもかなり観光客の皆さんが膨らんできていると思ひます、海外から来られている人たちが。それを、そうはいっても、観光地としてどう吸収していくかというところは私は非常に重要だと思ひます。

では、今の旅館、ホテルだけでというふうになると、多分かなり価格が高騰しちゃうんじゃないかな、それをどう吸収していくかということが重要だと思ふんですが、今までの施策の上にあるべきだというような御発言をされたんですけれども、それを教えていただきたいと思ひます。

○西銘委員長 時間ですので、中林参考人、簡潔

に御答弁をお願いしたいと思ひます。

○中林参考人 今までの施策のもとにあるべきというの、居住者あるいは宿泊者の安全を考えると、旅館業法の延長線上にあつたらいというところで。

それから、旅行者をどう吸収していくのかという問題については、やはりゆつくりと秩序ができれば観光地というのは発達しないわけですので、今のよう、少なくとも居住地で迷惑がられるような民泊についてはきちんと規制していくという方向の中で吸収する。吸収するというのは、いろいろ、宿泊地帯をもっと広げて考えるとか、滋賀県とか、京都市以外のところにも宿泊施設をつくるのかとか、そういう議論の中で考えていくべきものだろうというふうに思っています。

○中谷(真)委員 大変勉強になりました。ありがとうございます。

○西銘委員長 次に、佐藤英道君。

○佐藤(英)委員 おはようございます。公明党の佐藤英道でございます。

参考人の先生方、本日は、貴重な御意見、大変ありがとうございます。

この法案を審議するに当たりまして、私自身も、公明党の国土交通部会といたしまして、いわゆる国家戦略特区の東京都大田区の現状について、民泊を視察してまいりました。関係者の方々にさまざまな御意見や御感想を伺ってきたところでございます。

視察前には若干懸念していたこともございましたけれども、安全や衛生面の問題や近隣トラブル等が生じていないということも伺いましたし、また、適正に管理がなされれば問題は生じないというところも確認をしたところでございます。

また、大田区の特区分民泊では、先ほど三浦参考人がチェックインの代行サービスのことをお話しされておりましたけれども、この地域でも、旅館にフロントでの本人確認業務を委託するなどといった旅館との連携ができていたり、また、大田区では、比較的長期の滞在をする外国人の旅

行者の方々の特区分民泊を利用されておりました。また、短期滞在の旅行者は旅館を利用しているという特性があり、特区分民泊と旅館がすみ分けされて共存できているということも伺ひまして、非常に参考になったところでございます。

その上で、三人の参考人の方々に、まず冒頭お伺ひをさせていただきたいと思ひます。

私自身、大田区を視察して得られた教訓で、特区分民泊を営む方々の情報を、大田区、つまり行政が把握可能とするともに、大田区が、安全、衛生面の確保、近隣トラブルの防止等のために守るべきルールの整備を行えば、問題を起こさず適切に管理できるということでございました。

このたびの法案では、事業開始前の行政への届け出の義務づけと玄関などへの標識の掲示義務を課すことで、行政が把握可能となるだけではなく、民泊のいわゆる周囲の近隣の方々にも、合法なのか非合法なのか、判別が明確になり、行政への通報、監督、取り締まりが進むと思ひます。また、本法案を見る限り、大田区が定めていた安全や衛生、近隣トラブル防止の規制も規定しております。

したがって、私には、このたびの法案を整備しないことの方が、安全や衛生の確保や、近隣トラブルにつながり、不明な間民泊をますます増加させて、既存の宿泊業への影響も拡大させてしまうのではないかと考えておりますけれども、参考人の方々の御見解をそれぞれお聞かせください。

○三浦参考人 お答えします。

私の考え方、それから検討会の考え方、委員と全く同感です。

先ほど申し上げましたが、違法民泊がこれだけ蔓延したのは、金もうけの動機もあることはあると思ひますが、それに応じたニーズがあったというところですね。そのニーズに対して、やはり行政なりが対応していく必要があるということ

です。
アンダーテーブルの取引を、何しろテーブルの上にのっけていく。そのためには、委員がおつ

しゃったような簡易な届け出と標識の設置義務と
いったようなことで、規制対象として十分可能に
なってくるのではないかと思います。

以上です。

○永山参考人 ありがとうございます。

私も先生と同意見でございます。全く法整備
がなされない状態でありまして、闇民泊が減るこ
とはないでしょうし、横行することを我々として
も許すことはできないというふうに考えておりま
す。

ただ、行政がそこまで監督できるかという部分
に關しましては、先ほどのごみ出しであるとか、
違法民泊かそうでないかという判別、そこまでは
可能かと思うんですが、先ほど私が申し上げま
したとおり、では、年間百八十泊、これが、行政
で果たしてそれ以内であるということと判別でき
るかどうかという点、大変疑問がございます。

先ほど、シスデム上で解決ができるのではない
かというふうに三浦弁護士は申し上げましたけれ
ども、私は、逆に、例えば、では複数のインター
ネットサイトが、このサイトは何泊提供した、こ
のサイトは何泊提供したといった情報を行政に出
すかといえ、それはまだそこまでの仕組みはで
きないというふうに考えております。

そんな中で、百八十泊以内といえながら、事実
上通年営業してしまうとか、そういったところま
での管理は不可能ではないかなというふうに考え
ております。

以上です。

○中林参考人 大田区は、百万人近い人口を持つ
大きな自治体でありますけれども、そこは最初の
特区だということで、モデル事業のように行政が
頑張られて、問題が起らなかったとか、いろい
ろなシステムをつくり上げたということがあった
のではないかと思います。

ただ、こういう民泊で懸念されるような問題と
いうのは非常にまれにしか起こらないことではな
ければならないので、しかし、問題は、火災などは
まれにでも起こってはいけないわけで、この大田

区の例で一概に民泊はうまくいくというふうに私
は思いません。

例えば、京都市なんかは、もともと、恐らくその
数倍の規模の違法民泊があるのではないかと思います
し、行政の方も所在地さえつかめないという
ような、外国人が泊まるのに行政がどこにあるか
わからないというのには不思議な話ですけれども、
そういうことさえ起こっている状況で、必ずしも
この法制化が安全な民泊をつくり出すというふう
には私は考えません。

以上です。

○佐藤(英)委員 ありがとうございます。

それでは、三浦参考人にお伺いさせていただきます
と思います。

本法案において、民泊については既存の宿泊業
に課せられている安全、衛生等の規制とコストが
軽減されるために、ホテル、旅館の新設より民泊
専門の投資型マンションが多く新設されるのでは
ないか、旅館業から民泊に大量に移行していくの
ではないかという指摘があります。

しかし、本法案を見る限り、安全や衛生の面の
規制も課されていると思えますけれども、民泊は
既存の宿泊業よりも規制とコストは軽減されてい
る法案と言ええるのか。また、参考人の御意見を伺
いたいのではありませんけれども、あわせて、新築マ
ンションを、一棟丸ごと民泊専門とすることは、本
法案の定義は、住宅宿泊事業であると認め、営業
できる内容となっているのか、それともなってい
ないのか。こうした法案にさまざま取り組まれて
きた三浦参考人にお伺いしたいと思います。

○三浦参考人 お願いします。

検討会では、先ほど申し上げたように、宿泊客
の安全面について、あるいはテロ防止等の関係に
ついては、やはり旅館業と全く同様の形で規制し
ないといけないという認識で、そういった方向で
議論がなされて、報告書ができて上がっています。
本法案でも、私が見る限りでは、その部分につい
ては全くイコールだと思います。
それから、新築マンションを一棟で民泊に転用

できるかという議論なんです、まず一つが、百
八十日の日数制限というのは、届け出住宅ごとの
日数制限ではなくて、事業者ごとの日数制限なん
ですね。そうすると、一事業者が一棟のマンシ
ョンを持つと、そのマンションが例えば五十室ある
とすれば、その五十室の戸一戸が埋まれば、一
泊として数えられることになるんですね。そうい
う意味でいけば、かなり限定されるということ。
それから、もう一点、旅館業の方たちが転業す
るのではないかというお話なんです、住宅とい
う前提での法案ですので、住宅というのは、当然
のことながら、トイレ、お風呂、台所といったも
のがお部屋の中にあるという前提なんです。そ
うすると、今の日本の旅館は、部屋の中には台所
までは普通ありませんので、個々の部屋を民泊に
転用するというのはまず不可能だということに
なると、そうすると、厨房を台所だということ
で、一棟全体が一つの届け出住宅というように届
け出があるいは可能かもしれませんが、そうなる
とコスト的には難しいので、最終的にそういった
懸念はないというふうに私は考えております。

以上です。

○佐藤(英)委員 では、最後の質問にいたしま
す。

三浦参考人に引き続き。

大田区の視察経験から、宿泊者のニーズと宿泊
需給、民泊の立地と周囲の状況など、民泊をめ
ぐる状況は、都市と地方、民泊の立地場所の土地利
用状況など、地域によって異なってくると思いま
す。

このため、私は、自治体の役割が重要と考えて
おり、自治体が、地域の実情を踏まえつつ、生活
環境の悪化の防止の観点から、エリアを定めて民
泊の実施期間を規制できるといったきめ細かい制
度設計が必要と考えますけれども、本法案はこれ
に対応した内容となっているのかどうか、お伺い
したいと思います。

○三浦参考人 お願いします。

冒頭に申し上げたように、地域と住民との調整

というのが一番重要な話であって、中林参考人も
おっしゃったように、地域と共存できないような
民泊というのは最終的には減るだろうと思いま
す。

そういう意味で、本法案では、先ほど言った日
数制限百八十日を上限としながらも、地域を定め
て、ある期間で、地方自治体がその地域地域ごと
の実情に応じて規制をかけていくということは可
能になっていますので、委員のおっしゃられた、
いわばきめ細かな対応はなされているというふう
に私は考えております。

以上です。

○佐藤(英)委員 ありがとうございます。終わ
ります。

○西銘委員長 次に、村岡敏英君。

○村岡委員 民進党、秋田県出身の村岡ござい
ます。

きょうは、三人の先生方、ありがとうございます。

それぞれのお立場と、また、三浦先生は検討会
の中でもやられたということで、いろいろなその
ときの問題点の指摘もあつてこのような法案につ
くり上げられたと思えますので、その点をお聞き
したいと思います。

また、旅館業者として、永山参考人には、ホテ
ル、旅館をやっている人たちが恐らく、ホテル業
や旅館業をやっているのは、相当な規制の中でつ
くり上げて宿泊施設を営営して、そして、地域に
安心、安全を与えて、信頼されるホテルと。そう
いう意味では、法案に対して非常に大きな不安が
あると。また、お客様、近隣住民に対してもある
ということでお聞きをいたしました。

そしてまた、中林参考人には、民泊でのいろい
ろな不安というのは、決して特区だけでやつたと
きのほんの少しではなく、多くの不安が出ている
ということの中でお聞きしましたので、その点に
ついてお聞きしたい、こう思っております。

まず最初に三浦参考人にお聞きしますが、検討
会の中で、旅館、ホテル、それから民泊、いろい

るな区別の中で、安心、安全のために民泊の方にもしっかりと規制をかけていったということはお聞きいたしました。そして、最後のお話の中で、将来的には旅館、ホテルの方々と融合していくようなビジネスになった方がいい、こういうようなことも言われましたけれども、その点は検討会では話し合われたんでしょうか。

○三浦参考人 お答えします。

融合というところまでは私の勇み足ですが、検討会で考えられたのは、当然のことながら、民泊の方は、宿泊類似のサービスとはいっても、旅館業とかなり似通ったところですので、ニーズ的には場合によっては重なる部分があるだろうと。

そういう意味で、イコールフットリング、仮に、永山参考人がおっしゃるように、この民泊法案が旅館業法に比べて規制が緩いというふうに旅館業界の方がお考えであるとすれば、それは、それなりにその声を国会に届けていただいて、旅館業法の中でももう少し規制緩和すべき点があれば、それはきつちりとイコールフットリングすべきだというのが検討会の立場です。

以上です。

○村岡委員 次に、永山参考人にお聞きいたしますが、今、先生も言われましたけれども、融合までは検討会では言われていないと。そういう意味では、検討を大分かかっているときに、旅館、ホテルでも、いろいろな御意見が、政府、また法案づくりの検討会の方にも届けられたと思います。

例えば、これを融合していくような方向の中で、逆に、旅館、ホテルの人たちも、規制の部分ではここはしっかりと規制してほしい、そういう意味でのかわり方というのはどんなものなんでしょう。

○永山参考人 ありがとうございます。

私、旅館経営者としてのスタンスは、やはりイコールフットリングで正しい戦い方をさせていた

だきたいということでございます。

も、そういうった規制がまだたくさんあるというふうにも思っておりますので、そういうった中で、新しくできる民泊新法が今よりは緩い規制のもとでスタートするということには大変な懸念というのを感じております。

ともかくにも、同じ土俵であれば、今後、融合であったりそういったものは図れてくるというふうには考えるのですけれども、このままであれば、先ほどから申し上げているとおり、旅館業というものがやはり著しく不利に思えてしまうところもたくさんございます。

以上です。

○村岡委員 中林参考人にお聞きします。

この民泊で、やはり問題点というのは大分浮き上がるので、声も大きくなると思います。

現実には、宿泊する場所が不足している、そして二千万人を超える外国人が来ている。その中で対応していくときに、地方は稼働率が悪いのは確かにそうなんです、都会は、その宿泊客に追いついて、ホテル数、また旅館数が少ないことも確かです。

こういう面に関しては、民泊じゃなく、何か違うことを利用するというところの中のアイデアとか、そういうものがあれば教えていただければ。

○中林参考人 先ほど言いましたけれども、地域の中にもいろいろな場所があるわけです。

京都府は確かに、かなり集中しているところには宿泊客という観光客もどつと押し寄せている。

しかしながら、もう少し分散するというのもあるわけですし、それから、宿泊施設についてもとつと分散するような手だてというのはいろいろな方策の中で考えるべきだろうと思います。

ただ、言えることは、今のような状況で、京都に起こっている状況というのはなかなかイメージしにくいところがあるかもしれないけれども、

まず、きちんとした安全な、地域から喜ばれる宿泊施設をつくり、それから、キャパシティに見合った交通機関を整備する。そういうものはもう

一度規制するところから始めないと、地域がいろいろな形で壊れていくわけですから、そちらの方から見れば、ふえてきた宿泊者をどうやって吸収するかという論理からはなかなか出てこない問題ではあるかと思えますけれども、いい宿泊施設をつくるという方から考えていく方が重要なのではないかと、いふうに私は考えています。

○村岡委員 永山参考人にお聞きします。

先ほど、民泊の業者の方々といいですか、民泊をする方、そして旅館とかをしている方、規制とか、安全面、また経営していく意味で、いろいろ不利な条件がある。

例えば、これはもちろん安心、安全が大事ですけれども、北海道から沖縄までホテルや旅館があるわけですから、規制というのは全てが全国一律で決められていて、実は、その地域によつてはそこまですべて必要ないんじゃないかということも私もよくお聞きします。

そういう意味では、ホテル、旅館業の方でも、ここは規制が厳し過ぎるんじゃないかということとで考えていらつしやることはあります。

○永山参考人 ありがとうございます。

まず一番に思いつきますのは、旅館業法上で、我々は、宿泊者を拒否してはならない、原則的には拒否してはならないということがございます。

ですので、宿の実態に合わせて、宿のキャラクターに合わせて、こういったお客様に来ていただきたい、こういったお客様に喜んでいただきたいといった選択が我々の方ではできないということ

がまず真つ先に思いつくところでございます。

もう一つは、先ほど申し上げましたように、用途地域の制限等が我々は重なっておりますので、ほとんどの地域で旅館、ホテル業を営むことができません。

ですので、先ほど言ったように、ブランド力のある高級住宅地であるとか、学校のそばであるとか、そういったところでも、本来であれば、風致を乱さずに、安心、安全を保った上で、我々として地域と一体となった宿泊業が営める可能性のあるエリアもございまして、それが

我々には認められずに、今回の民泊であればそれが認められるというのは著しく不公平ではないかなというふうにも考えております。

そういったことで、我々の中でも意見を出させていたのだと思いますが、もつと旅館、ホテル業が夢のある商売になるように御検討いただきたいというふうに思います。

○村岡委員 最後に、三浦参考人にお伺いします。

今、永山参考人からもお話がありましたけれども、ホテル、旅館業もやはり規制が厳しいという認識が多分経営者の方々にある。そういう意味では、民泊を進めていく上で、先ほどは、住宅街には民泊はだめだという論理的に合わない。という、この両者の部分の融合とかという、何か規制緩和が必要だとは考えておられますでしょうか。

○三浦参考人 検討会でも、今、永山参考人が御指摘になった旅館業法第五条の契約締結義務については、やはり撤廃すべきだという議論が大勢を占めています。

ただ、撤廃の仕方なんです、法律から削除するか、あるいは、正当な理由がある場合には契約しなくてもいいという形にするかというのが議論が残っているところで、それは、今回の検討会では旅館業法の改正が主目的ではありませんので、意見としては載っております。私も賛成です。

それから、用途地域に関しては、やはり旅館業者の方が提供する宿泊サービスというのは、量的には民泊のサービスよりも大きくなってしまうので、その観点からいうと、都市計画法上の規制の違いが出てくるのは、私はやむを得ないと思っています。

○村岡委員 三人の参考人の先生方、ありがとうございます。

○西銘委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。本日は、民泊を解禁する法律案につきまして三

人の参考人の方々に貴重な意見を述べていただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、中林参考人に伺いたいと思います。

京都での民泊における近隣トラブルについてもお述べになりました。騒音の問題だとかごみの問題だとかですね。

やはり観光政策というのは、訪れてよしということとあわせて、住んでよし、やはり住民の皆さんのコミュニティを損ねるようなことがあつてはならないと思いますし、中林参考人が述べられたように、何か訪日観光客が迷惑な存在とかわれるようなことは、やはり日本の観光政策にとつてもゆゆしき問題だというふうに思います。民泊が拡大することになりまして、これは京都に限らないわけですが、地域社会全体が崩壊するというようなことになってはなりません。

宿泊者の安全確保、それから近隣トラブル問題、さらには仲介業者の規制など、民泊にまつわるさまざまな問題が今回の法律案によって解決できるというふうにお考えでしょうか。

○中林参考人 今、京都では、実感として、住民が安全ではない、宿泊者の安全も、それから居住地の安全というのもないように思われている状況なわけです。ですから、今回の法案で、事業が届け出で済ませられるというふうなことで、本当に、言われるように、宿泊者名簿がきちんとつくられるのかどうかとか、そういう点については非常に大きな疑問があります。

永山参考人に言っていたいただきましたように、今、千の旅行業者を管理しているところが、今度、一挙に三千になる。現実に、非常に手いっぱいということが起こっているわけですので、法が整備されたからといって、これが解決していくというようにはなかなか思われません。

もう一つ言えるのは、やはり宿泊にふさわしい場所と空き家が発生している場所というのは必ずしも一致していないわけですね。ですから、そういう問題があつて、空き家を有効に活用するということは非常に重要でだけれども、そうではない

場所に空き家がある。例えば、路地で、もう二、三軒しか住んでいる人がいなくて空き家だらけのところ民泊が五軒も六軒も入ってくるというようなことになると、住んでいる人は、非常に住むのに難しい場所になってしまうというようなことが起こるわけです。

○清水委員 ありがとうございます。

先ほど永山参考人も、フランスのパリの例を出されまして、いわゆる投資用の物件があつて、家賃がどんどん高騰して、従来の方々が住みづらくなっているというところを紹介されました。

中林参考人にもちよつと伺いたいんですけど、大都市でも民泊を規制する方向で動いているというふうには伺っているんですが、具体的な例がパリ以外にありましたら伺いたいということ、やはり、訪日外国人旅行者の目標ありきでこれまでの規制を取り払うというやり方そのものに問題があるというふうには思いますが、そのあたり、いかがでしょうか。

○中林参考人 パリでも、一つは、従来の旅行業者を圧迫するという問題と、それから、不動産物件の値段が上がって、住む人に悪い条件を与えているというふうなこともあつて、パリがそういう規制に乗り出したというのは有名なことです。

アメリカでも、エアビーアンドビーについては、州によつて法律が違いますが、幾つかの州では、例えばニューヨークなどでは、三十日以上泊まらなければいけない。これは、シンガポールなんかは六カ月というのもあるんですけども、要するに、いわば賃貸住宅に近い形の宿泊業というように形でなければならぬとか、それから、届け出制ではなくて許可制にしているところが多いということ、また、業者に対して税金をかけるというところも随分起こっております。これは、アメリカでそういうことが言われていますし、バルセロナのような本場に観光客の多いところでも、規制を強めようという動きになっているところでもあります。

だから、世界の趨勢としては、確かに、こういう民泊に当たるようなものは規制する方向で動いているというふうには私は考えております。

○清水委員 ありがとうございます。

続いて、永山参考人に伺いたいと思います。

永山参考人は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会青年部の部長をかつて務められたことがあると伺っております。

全旅連青年部は、民泊の緩和に関する新設ルールに対して要望書を出しておりますよね。その中には、民泊に旅館業法の適用を求めるとか、営業日数は年間三十日以内に限定するとか、あるいは宿泊者と対面確認をすることが必要だと、七項目にわたつて書かれているわけです。

これまで、ホテル、旅館を経営されている皆様方ではいいますと、旅館業法とか建築基準法、あるいは消防法、厳しい規制に則して運営されてきたわけですね。さらに、納税の義務などもしっかりと果たされてきたわけで、宿泊者の安全、安心をそういう規制のもとでしっかりと守つてこられた皆さんにとつて、この七項目の要望に即して、今回の法案というのは、率直に言つて納得できないものではないかなと。

非常にソフトにずっと意見陳述をされているんですが、内心、こんなものではだめだというふうな思われているのではないかと私は感じるところがあつたんですが、そのあたり、いかがでしょうか。

○永山参考人 ありがとうございます。

意を酌んでいただいて、大変ありがとうございます。

今回は、旅館ホテル生活衛生同業組合という立場を離れて、私人、一経営者として発言させていただきますことをまず御理解いただきたいというふうに思っております。

先ほど御質問ありましたとおり、我々は、過去にわたつて、安心、安全を何とかしてお客様に提供したい、地域とその治安を守っていききたい、その一点で、これまで、行政に対する、たくさん

の規制であつたりも受け入れてまいりましたし、それを守ることで地域に貢献してきたつもりでございます。

ただ、今回の民泊法案を読むにつけて、どうしても、そのあたりがないがしろにされているな、我々が今まで行つてきた努力というのが認められていないんだなというところを感じているのは事実でございます。

特に、先ほど申し上げたように、今回は、パスポートのチェックすら必要がないとか、一方で、我々に対しては、必ず対面確認をして、パスポートのコピーをとつて、本人であることを確認することはフロントの責任だということが言われているわけですね。そういった二つのルールが併存することに對しては、我々としては大変困惑しているところでございます。

先ほど中林参考人からも御意見がありましたとおり、諸外国は、そういったデメリットに気づいて、一旦解禁したものの、やはり今までのホテル、旅館に対する規制の方が正しかったんだというところで、規制強化の方に軸足が移っているのも事実でございます。

先生方には、そういった実態もぜひ御理解いただいて、我々旅館業と真の意味でイコールフッティング、真の意味で適切な競争条件のもとで民泊と旅館、ホテル業が共存するような、そういった方向を模索していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○清水委員 最後に、三浦参考人に一問お伺いしたいと思ひます。

現在蔓延している違法民泊、これをやはり法律に基づいてしっかりと取り締まるということの方が先決だったのではないかとこのように思ふんですね、合法化する前に。今回、あり方検討会ではそうした議論はなされなかったんでしょうか。

○三浦参考人 お答えします。

もちろん、委員のおっしゃる指摘は正しい指摘で、それを前提として検討会でも考えておりま

す。

中林参考人が、果たして届け出でいいのかという疑問を提出されました。確かに、その議論は検討会でもありました。

ただ、今一番問題となっているのは、行政庁が違法民泊の実態をつかめないということなんです。アンダーテーブルにあるものをテーブルの上のにつけるには、やはりある程度ハードルを下げておいてあげないとなかなか難しいということ、届け出ということにしたわけです。

そういったかなり微妙な法律のつくり方をしてるので、その辺のところは意を酌んでいただければと思います。

○清水委員 どうもありがとうございました。

○西銘委員長 次に、椎木保君。

○椎木委員 日本維新の会の椎木保です。

本日は、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

日本維新の会は、本法案のモデルとなった国家戦略特区の民泊について、大阪府、大阪市がフロントランナーとなって、制度設計の段階から積極的に取り組んでまいりました。具体的には、特区民泊の運用ルールの整備に際しては、内閣府や厚生労働省、国土交通省、総務省、財務省などと、衛生、消防、防火、ごみの処理、課税等についての質問、議論を重ねてまいりました。

そうした中、運用通知等を整備した結果、特区民泊に関しては、目立ったトラブルや事件、事故、その他安全衛生面の課題は発生しておらず、適正に管理するルールを整備し運用すれば問題やトラブルを防げることが確認されたと思っております。

さらに、大阪府、大阪府が民泊利用者のニーズの動向への対応を求めた結果、昨年、大阪市の特区民泊の数も順調に増加し始めたという理解しております。

このように、大阪府、大阪府が先頭を切って特区の民泊に取り組む、日本維新の会もこれを積極的に後押しし、本法案の先駆け、モデルになった

との認識で、参考人の皆様にお聞きしたいと思います。

初めに、都市部での宿泊施設不足は解消に向かつており、民泊解禁は喫緊の問題ではないといった趣旨の指摘がありますが、大阪府の宿泊需要については、調査機関の予測で、二〇二〇年も引き続き需要が逼迫するとの結果が公表されております。

また、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック後、宿泊需要が大きく減少し、民泊のゴーストタウンができるといった指摘もあります。二〇二一年には関西全域でワールドマスターズゲームズの開催が予定され、二〇二五年には万国博覧会の大阪誘致にも立候補しており、将来の宿泊需要といった点で、民泊の必要性、健全な民泊を普及するためのルール整備の必要性がなくなったとは思えないところであります。

また、私は、現在、実態として先行している民泊物件の急激な増加や、大阪府が国家戦略特区で民泊の滞在日数の下限を六泊七日から二泊三日に改正したところ、施設数が順調にふえ出したことなどから、宿泊者のニーズが多様化し、民泊の需要も伸びており、宿泊ニーズの多様化といった観点からも、民泊という新たな宿泊サービスの提供の必要性、ルール整備の必要性は引き続きあると考えておりますが、参考人の皆様の御意見を頂戴したいと思っております。

○三浦参考人 宿泊需給の逼迫の問題は、検討会でもかなりいろいろな数値が出て、検討しました。

ただ、予測することは非常に難しい問題で、宿泊需給を緩和するためだけで、民泊を許すか許さないかという議論はしておりません。むしろ、先ほどから申し上げているように、委員の方がおっしゃったように、ニーズの多様化といったものが基盤にあつて、やはり今、民泊がこれだけある意味普及してしまったという現状があると思います。その辺でルール化が必要だろうというのが検討会の意見です。

以上です。

○永山参考人 ありがとうございます。

まず、ホテルの需給に関してでございますけれども、この一年ぐらいで大幅に情勢が変わっております。

東京都内のホテルについてですけれども、新增設計画が、二〇一五年時点では三万一千室だったところが、二〇一六年では五万二千室というふうに、ほぼ倍増しております。

この結果、みずほ総研が試算した結果、二〇二〇年における東京での需給予測というのが、二年前は四割不足するのではないかと話だったのが、昨年時点の試算では逆に〇・九割余るのではないかと、そんな試算も出ておりますので、需給不足が民泊の解禁の理由というのは、これは今では当たらないというふうには考えております。

ただ、宿泊者のニーズの多様化というのは認めるところではございますので、ぜひ、そこについては、トラブルがないということであれば、先ほど来申し上げているとおり、旅館業法とのバランスのとおりであったり、規制緩和という概念には大いに賛成するところではございますけれども、規制緩和をするのであれば、旅館、ホテルと同等な規制緩和、そして、大企業が民泊の新しい規制緩和のルールにのっとってイージーに旅館、ホテルと似たような商売を始める、そういったことに對しては懸念を表するものでございます。

以上です。

○中林参考人 先ほどから私もちよつと言つていますように、宿泊のキャパシティをどうふやすのかという方向から議論すると、なかなか、堂々めぐりのようになってしまふのでありまして、まず、どういった観光を実現するのかというところから出発する必要があるというふうには思っております。

それから、多様化の問題ですが、確かに、長期滞在の外国人観光客とか日本人観光客、こういったものがふえているというのがありますし、それか

ら、民泊とはちよつと区別されるゲストハウスのようなものもふえていて、そこでは、地域の人たちあるいは家主の方と非常に密度の高い友好が結べて、そういう新しい形の宿泊施設が生まれているというのは、非常に歓迎すべきことだというふうに思います。

ただ、それが、今回の法でそのことが本当に実現するのかもしれないと、私は、それならば、従来あった、いわゆる民宿のような形の発展の上につくり上げられていてもいい宿泊施設ではないかなというふうに思えるところであります。

○椎木委員 次にですけれども、民泊については、大手企業による民泊マンションが乱立する、テロや犯罪の温床になる、非対面での利用が可能のため、ラブホテル等風俗営業があらゆる場所で行われても取り締まれない、旅館業に比べて安全衛生面の規制が大幅に緩い、税も住宅並みとなり、負担が軽いといった指摘がありますが、いずれも、大阪市の特区民泊や東京都大田区の特区分泊がどのように運用されているかについては、若干理解不足や事実誤認があるように思います。

大阪府や大阪府は、冒頭述べたように、運用の詳細なルールを整備し、適正に管理させることで、指摘されているような問題は起こっておりません。

本案は、国家戦略特区で大阪府、大阪府が行ったルール整備や運用を参考に法案化したものであるはずだと理解しておりますが、指摘のあるような民泊マンション、治安、風紀の悪化、安全衛生規制の不備、節税、課税逃れ等、事が起こる法案の内容となつてはいるのかどうか、この点について、時間の関係上、三浦参考人と永山参考人にお伺いしたいと思います。

○三浦参考人 お答えします。

イコールフットイングじゃないんじゃないかという御指摘は結構あるんですが、法案を読む限りでは、それほど差はなく、規制されていると思います。

それから、永山参考人が先ほど言ったパスポー

トでの本人確認の義務がないというの、やはり誤解だろーと思ひます。本法案の八条は、旅館業法の宿泊簿作成規定と全く同じです。したがって、同じように解釈すべきもので、外国人に関しては、厚労省の局長通達でパスポート確認義務が課せられたんですが、恐らく今度は省令でつっきりと書かれるのではないかと思います。

そういう意味で、本当にイコールじゃないんじゃないかという指摘については、細かく見ていったら、そんなことはないというところとおわかりになると思います。

それから、ラブホテルとか犯罪の温床になるのではないかと書かれても、それが具体化するところがあるというところはちょっとよくわからないところがあります。なぜわからないかというと、検討会が調べた限りでは、違法民泊の被害の大多数は、ごみ出しとか騒音とかという日常的な迷惑なんです。だからこそ、これは警察問題にするような問題ではないので、行政庁の規制の中に入れてよという考えなんです。

今回、旅館業法の改正で、無登録の旅館業を営んでいる者に対しても報告、立ち入り命令ができるようになりまして、行政庁がこれらの武器を適切に行使すれば、皆さんが指摘されるような懸念は恐らく生じないというふうに確信しております。

以上です。

○永山参考人 ありがとうございます。
私が申し上げたいのは、特区民泊の件数と、実際に民泊新法が運用されて登録されるであろう件数が大幅に違う点でございます。片や一万、二万といった単位、片や数十といった単位。それで、数十件で大丈夫だから数万件でも大丈夫だろうという議論に関しては、そうかもしれないし、そうでないかもしれないと申し上げようがございせん。

運用、実効性に関しては、明らかに不透明なことが多いところがございますし、先ほどから申し上げているパスポート等につきましても、実際に

どのような運用で本人確認をするか、しなければいけないということ、どうやってするかといったものはまた違った形になると思ひますので、そこについてはどうしても不安を拭えない点でございます。

以上です。
○椎木委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○西銘委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人の方々に一言申し上げます。
本日は、貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

参考人の皆様は御退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。（拍手）

○西銘委員長 この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省土地・建設産業局長谷脇昭君、住宅局長由木文彦君、観光庁長官田村比古君、内閣府地方創生推進事務局審議官青柳一郎君及び厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部長北島智子君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○西銘委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○西銘委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村裕之君。
○中村（裕）委員 自由民主党の中村裕之でございます。

質問の機会をいただいたことに心から感謝を申し上げます。住宅宿泊事業法案について質問させていただきます。
飛躍的な外国人観光客の増加、地方都市を中心に空き家の増加、そしてシェアリングエコノミーの進展という中で、規制にかからない形で、ネッ

ト上を中心に民泊サービスが横行しているという状況であります。

何らかの規制をかけていく必要があるというふうに思ひますけれども、まず、政府として、この違法民泊の実態をどのように把握しているか、その点について確認させていただきたい。

○北島政府参考人 答えいたします。

昨年十月から十二月にかけて、いわゆる民泊仲介サイトに掲載されている物件について、厚生労働省として、各自自治体の協力を得ながら、全国横断的な実態調査を行っております。

今般の調査結果では、調査件数約一万五千件のうち、旅館業法の営業許可を受けている施設が約二千五百件、一六・五％、無許可で営業を行っていたものが約四千六百件、三〇・六％、物件の特定ができなかったものや自治体において調査中のものが約八千件、五二・九％となっております。

○中村（裕）委員 仲介サイト上で抽出して、三割が違法、五割は把握できない、物件が特定できないという状況であります。

そういった中で本法案を今審議しているところですが、法案の成立がなされたときにどのような効果を期待しているのか、田中副大臣にお尋ねしたいと思います。

○田中副大臣 答えいたします。

本法案は、急速に拡大する民泊サービスについて、安全面、衛生面のほかに、騒音ですとかごみ出しなどによる近隣トラブルが発生して、今、社会問題となっております。また、観光客の宿泊ニーズが多様化している。これに対応するため、一定のルールをつくって、健全な民泊の普及を図っていくというものであります。

今後は、適切な規制のもとで、地域の実情にも配慮しつつ、ニーズに対応した民泊サービスの提供が可能となります。また、プロの宿泊サービスであるホテル、旅館に加えて、民泊という選択肢が増えることで、旅行者の多様化する宿泊ニーズ

にも幅広く対応できるようになることが期待されるものであります。

また、自宅や別荘等を宿泊事業に利用することによりまして、住宅を有効活用して、ゲストとの交流を図るといったような、宿泊サービスを提供する側のニーズにも対応することができそうです。

こうしたことから、本法案は、二〇二〇年に、訪日外国人旅行者数四千万人、訪日外国人旅行消費額八兆円等の目標達成を後押しして、真に世界に開かれた観光先進国日本の実現に寄与するものだと考えております。

○中村（裕）委員 法の規制がされないまま行われているものを、法の規制をすることによって、安全、安心の確保、衛生面の確保、トラブルの防止など、多様な心配事に対応して、なおかつ、お客様の多様なニーズに添えていくということでもあります。非常に複合的な多くの効果もたらされるというふうに思っておりますが、先ほどの参考人の方の中には、アンダーテーブルにあるものをテーブルの上にのせることによって規制を明確にしていこうというふうなお話もございました。その意味で、非常に重要な法案だと私も思っているところでもあります。

実は、私の地元の小樽市ですが、ピーク時、人口が二十万を超えていたんですが、ついに十二万人を割ってしまっていて、十一万人台になりました。約四割の人口減少で、高齢化も進んでいて空き家もふえています。一方で、円安、またビザ発給緩和の効果で、外国人を中心に観光客の人がたくさん来てくれて、年間八百万人の観光客が小樽を訪れてくれているんですね。

そういう状況で、インターネット上の仲介サイトを通じて、自然と、小樽市内の空き家にえたいの知らない外国人が複数人出入りをするようになってきた。しかも、ごみ出しルールを守らないものから、町内会で問題になって、町内会長さんのところに苦情が来て、何とかしてくれというお願いが来たわけでありまして。それで、町内会長さんが、もう遠くにいるんだけど、昔住

んでいた家主さんに連絡をとって、何とかしてくださいというふうに言ったら、私は仲介業者さんに任せてありますので関係ありませんというふうに対応があつて、ほんとに困つた。とにかく早く法律で規制できるようにしてほしいというのが私のところに寄せられている切実なお話であります。

こうした家主不在型において、そういったごみ出し、騒音などの近所の方々に対するさまざまなトラブルが考えられますし、もちろん、さまざまな防犯上の心配事もあるわけでありますけれども、こうした近隣トラブルを防止するためには、やはり法律によつて標示をきちんとするということが非常に大切なことでありまして、その標示内容も問われるわけでありますけれども、標示をする責任者、また標示内容については本法案ではどのように考えていらっしゃるか、お伺いします。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

本法案におきましては、家主不在型の場合は、住宅宿泊事業者、いわゆる家主の管理の目が行き届かないことから、住宅宿泊管理者に管理業務を委託することを義務づけております。

委託を受けた住宅宿泊管理者に対しては、住宅宿泊事業者にかわつて、周辺地域における生活環境の悪影響の防止についての宿泊者への説明でございまして、周辺住民からの苦情への対応等の義務を課すこととしております。

また、観光庁におきましても、そこに、都道府県と連携してワンストップの苦情対応窓口を設置することを検討しております、この窓口で受け付けた苦情等につきましては、関係行政機関や都道府県等に通知して、必要な対応を求めるとしてしております。

今お尋ねでありました標示の件でありますけれども、届け出住宅への標示は住宅宿泊事業者の責任で行うこととしておりまして、その内容としては、省令において、住宅宿泊事業を実施している旨、そして届け出番号、それから住宅宿泊管理者の連絡先等を記載させることを検討しております。

す。

○中村(裕)委員 管理者の連絡先というのは非常に重要ですね。町内会長さんがそうしたことで御苦労がないように進められることを望みます。周辺住民には、利用者の身元がわからず、民泊の中でテロや犯罪が行われるのではないかと不安があるわけでありまして。利用者の身元確認には十分留意する必要があるわけでありまして、先ほどの参考人の意見の中にも、旅館業と民泊の身元確認の違いなども不安に感じているというような御意見もあつたわけでありまして、身元確認についてどのようにしていくお考えか、お伺いします。

○田村政府参考人 本法案におきましては、住宅宿泊事業者または住宅宿泊管理者に宿泊者名簿の備えつけの義務を課すこととしたしております。

宿泊者名簿の記載に当たりましては、宿泊者の氏名、住所、職業等が実際に宿泊する者の情報と同一かつ虚偽ではないことを担保するため、旅券の提示を求める等によりまして本人確認を行うとともに、それが対面またはそれと同等の手段で行われる必要がございます。

本人確認が適正に行われていない場合については、業務改善命令の対象となる可能性がございます。また、この業務改善命令に従わない場合には、業務停止命令または業務廃止命令の対象となる場合もございまして。

こうした措置を講ずることによりまして、住宅宿泊事業の適正な実施を確保してまいりたいと考えております。

○中村(裕)委員 相当厳しく本人確認をしていただく必要があるんだろうと思います。

先ほど、三浦参考人のお話では、やはり旅館業と同等の、旅券のコピーをとるなどの措置を省令等で定めていくことになると思うというお話もありました。厳格な身元確認が必要であることを申し上げたいと思います。

民泊が社会に適正に普及するためには、管理が

しっかりと行われる必要があります。現実の、管理業者から宿泊者への鍵の受け渡しなどは、委託をされることになるんだと思います。例えば、ホテルやコンビニでの受け渡し、また、ITを活用したチェックインなどは可能となるのか、その点について確認をさせていただきたいと思ひます。

○谷協政府参考人 お答えいたします。

家主不在型の住宅宿泊事業につきましては、宿泊者名簿の備えつけあるいは宿泊者の本人確認につきましては、登録を受けた住宅宿泊管理者が家主からの委託に基づいて行うことになるわけでございます。したがって、鍵の受け渡しにつきましても、本人確認とあわせて住宅宿泊管理者が行うものと考えております。

住宅の解錠に鍵を要する場合には、住宅宿泊管理者の営業所での鍵の受け渡しのほかに、業務の一部を再委託いたしまして、近隣のホテルのフロント、あるいは適正な業務を行うことができる二十四時間営業の店舗などで鍵の受け渡しを行うということも可能と考えております。

また、特区民泊におきまして、カメラを用いた映像を通じ遠隔で本人確認を行うとともに、ランダムに変更されるナンバーキーを電子メールなどで付与することにより電子錠の解錠を行う、こういったような事例も出てきております。このような方法も想定されているところでございます。

○中村(裕)委員 さまざま、再委託やネット上の鍵の受け渡し、また本人確認も必要ということでありまして、再度、本人確認の重要性をしっかりと担保していただくことをお願い申し上げます。

今、違法民泊が蔓延する、横行する中で、一つ大きな課題となっているのが、分譲マンションの入室を民泊に利用する例であります。

もちろん、お住まいの住民の方は、見ず知らずの外国人がドヤドヤとしゃべりマンションに入ってきているという状況を嫌がりますし、不安に感ずるわけでありまして、こうした分譲マンションの入室等を民泊に利用する者に対して

どのような対策を講じようとしているのか、お伺いいたします。

○由木政府参考人 お答えいたします。

分譲マンションにおきましては、民泊をめぐるトラブルを防止いたしますためには、民泊を許可するかどうかについて、あらかじめ区分所有者間でよく御議論いただきまして、その結果を踏まえて、民泊を許可する、あるいは許可しない、どちらかの旨をマンション管理規約上に明確化しておいていただくことが望ましいというふうに考えております。

これまで私どもは、この管理規約のひな形として標準管理規約というのを示してまいっておりますが、今後、管理組合が民泊を許可するか否かについて検討を行つて、管理規約を改正する際の参考となりますように、この標準管理規約を改正いたしまして、民泊を許可する場合の規定、禁止する場合の規定、双方の規定例を示して公表してまいりたいというふうに考えております。

実際の運用に当たりましては、マンションで住宅宿泊事業を実施する場合には、住宅宿泊事業者の届け出の際に、民泊を禁止する旨の管理規約がないという旨を確認していただくこととしたしまして、具体的には、届け出様式においてそういった管理規約がない旨を記載していただく、あるいは管理規約の写しを書類として添付していただく、こうしたことで確認してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中村(裕)委員 住宅宿泊事業法に対応してマンション標準管理規約を改定する、そして、民泊を許可する場合と許可しない場合の双方の標準的な管理規約を公表していくという答弁でございました。

しかし、今現在もこうしたトラブルが発生していて、できるだけ早くそういったトラブルを減少させる必要がありますから、この標準規約の改正と公表は、法の施行を待たずに、できるだけ早く行うべきだと考えますけれども、どうでしょう

か。

○藤井大臣政務官 中村委員御指摘のとおり、トラブルの防止に向けましては、管理組合が方針を検討する際の参考となるよう、標準管理規約を早急に改正し、モデルとなる規約例をお示しする必要があると考えております。そのため、法案成立後速やかに標準管理規約を改正、公表できるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、管理規約の改正には一定の期間を要することから、管理規約上に民泊を禁止するか否かが明確に規定されていなくとも、管理組合の総会、理事会決議を含め、管理組合として民泊を禁止する方針が決定されているかどうかについて届け出により確認することとし、禁止する方針が決定されたマンションにおける事業の実施を防止する予定としております。

○中村(裕)委員 規約の改正と公表は法施行後直ちにということでしょうか、再度確認をさせていただきます。

○藤井大臣政務官 法案成立後速やかに、法の施行を待つことなく公表できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○中村(裕)委員 成立後速やかにということを確認をさせていただきました。ありがとうございます。そのことによって、例えば管理組合の総会のタイミングが合わないとか、そうしたことがないように、マンション住民の皆さんも対応できることと思えます。

ここでちょっと視点を変えまして、きょうの質疑、参考人の皆さんも、これまで、どちらかというと都市型の民泊を中心に議論してきたと思いますが、北海道では、実は、農村部における農家民泊の期待が高まっています。田舎に外国人観光客を誘導して、体験型の観光を楽しんでいただいて、そして、その農家のおじいちゃんやお母さんが非常にユニークな人であれば、人間が観光資源になることも可能になります。あの人に会いたいとか、あの人のところに行つたらいいよ、そういう期待もあるわけでありです。

実は、私も、北海道議会議員の時代に、議員研修費を利用して、数人の議員とフランスのリヨンにグリーンツーリズムの研修に伺わせていただきました。農家の納屋を改造したベッドルーム、個室じゃなくてベッドルームと、本当に奥行きが多分五十センチぐらいのシャワースペースというシャワーブースというところに泊まったんですが、食事だけは、母屋にお邪魔して、大きなテーブルで、その御家族と、お母さんがつくった料理をいただいて、ワインを飲んで、片言の言葉でもってコミュニケーションをとってくださるという、非常に楽しい思い出で、議長経験者の先輩なんかは、何万円もするホテルに泊まっているような人が非常に喜んでくれたという、いい思い出になっています。

農家民泊の場合、家主居住型で行うというようなどきに、食事の提供を農家でやる民泊、住宅宿泊事業として行う場合、何の許可もなく食事の提供をするというわけにはいかないだろうと思うんですけれども、その点の確認をさせていただきたいと思えます。

○北島政府参考人 お答えいたします。

食品を調理し、客に飲食させる営業を行う場合には、食中毒発生防止等の観点から、食品衛生法に基づく営業許可が必要となつております。この営業許可は、都道府県知事等が行う自治事務でございます。

個別のケースにおける営業許可の可否につきましては都道府県知事等が判断することとなりますが、住宅宿泊事業におきましても、飲食店と同様に、食品を調理し、客に飲食させるサービスを提供する場合に、食品衛生法に基づく営業許可が必要と考えられます。

いわゆる農家民泊に関しましては、原則として飲食店営業の許可が必要としつつ、許可要件につきましては、実態を考慮し、必要に応じて弾力的な運用を行うなど、都道府県等に対して技術的な助言を行っております。

家主居住型の住宅宿泊事業に関する取り扱いに

つきましても、こうした農家民泊での取り扱いなども踏まえ、都道府県等に対し、営業許可の取り扱いに関する考え方について技術的な助言を行うことを検討してまいります。

○中村(裕)委員 現在行われている農家民泊と同等の規制を自治体の方に求めていくということだと思えますが、これは難しいんですね。現在行われている農家民泊というのもあるんですけども、今度は農家民泊を行う人も出てくるわけですから、要するに、現在行われている農家民泊というのは、簡易宿所という旅館業の許可で行っているわけですね。この違いがよくわからないんですね。

簡易宿所の許可と今回の民泊の許可の主な違いというのはどういうところになりますか、確認させていただきます。

○北島政府参考人 住宅宿泊事業は、住宅等を一時的に宿泊事業で活用するものであることなどから、簡易宿所営業と住宅宿泊事業の主な違いは、たしましては、一つ目は、事業の実施に当たって、簡易宿所営業は許可制となつていて、住宅宿泊事業は届け出制となつていて、二つ目として、簡易宿所営業は年間を通じて実施可能であるのに対し、住宅宿泊事業は百八十日以下という年間提供日数制限が設けられていること、三つ目といたしまして、簡易宿所営業は、原則、住居専用地域で営業を実施できないのに対して、住宅宿泊事業は住居専用地域での事業の実施が可能であること等の点が挙げられております。

○中村(裕)委員 現実には事業を行う方にとりまして、簡易宿所は通年でできるけれども、住宅宿泊事業だと百八十日の制限がかかるということところが一番大きいことなんだろうというふうに思いますが。

今、法規制が行われないままの現状の民泊というのが我が国では横行しているわけですから、現実には旅館業法違反になるわけでありです。本法律案、住宅宿泊事業法案が成立すると、きちんと届け出をすることによって、また、法律

を守ることにによって、旅館業法の適用除外という形をとれることになるわけですが、本法施行後、やはり違法民泊や不適切な管理を行う民泊については厳しく取り締まりをする必要があると考えています。

その取り締まりの方法、方針について、これは国交省、厚生労働省、それぞれ担当もあるでしょうから、それぞれにお伺いしたいと思います。

○田村政府参考人 本法案におきまして、住宅宿泊事業について届け出制を導入いたしまして、住宅宿泊事業者や住宅の所在地について把握可能とするともに、住宅の届け出がなされた当該住宅につきましては、玄関等への標識の掲示を義務づけることとしたしております。そういうことで違法民泊との峻別を図ることとしております。

また、国土交通省におきまして、都道府県と連携してワンストップの苦情窓口を設置することを検討しております。標識を掲示せずに民泊サービスを提供するなど、違法民泊のおそれがある情報等が寄せられた場合には、国交省、厚生労働省、都道府県等地方公共団体、警察等の関係行政機関と連携の上、適切に対処していくこととしたしております。

さらに、こうした関係行政機関との連携を強化するため、住宅宿泊事業者に係る情報を共有するためのシステムを構築することとしたしております。これからの取り組みによりまして、違法民泊に厳正に対処していくこととしております。

○北島政府参考人 厚生労働省といたしましては、違法な民泊の広がりに対応するため、現行の旅館業法のもとにおいて、民泊サービスが旅館業法の許可のもとに適切に提供されるよう、昨年十一月に、営業許可取得の手引を作成し、広く公表するとともに、各自治体における無許可営業施設への対応状況の把握に努め、現行法の遵守や悪質な民泊を対象とした取り締まりの強化等について、昨年九月に、警察や自治体に協力を要請するなどの対応を行っております。

その上で、違法民泊等へのさらなる対応のた

め、無許可営業者に対する都道府県知事等による立入検査権限の創設や、無許可営業者に対する罰金の上限額の引き上げ等を内容とする旅館業法の改正法案を今国会に提出したところであります。こうした措置を通じて、旅館業法の適切な運用に努めてまいります。

○中村(裕)委員 では、それぞれ連携して適切な運用に努めていただきたいと思います。

先ほど来課題となっている民泊事業の百八十日制限の問題であります。

先ほど、旅館業を営む参考人から、本当に百八十日制限をしつかりと守らせることができるのか、捕捉することができるといふ不安の声がありました。この捕捉をどのように考えていらっしゃるのか、お伺いします。

あわせて、この百八十日の考え方はいろいろあると思うんですが、一月一日から十二月三十一日とかという、起算日から一年間ということもあるでしょうし、きょう泊まるから、きょうからさかのぼって一年間というの、一年間のうち百八十日の考え方、どちらでもとれると思うんですが、さまざまな捉え方があると思うんですが、この百八十日の起算の考え方を教えてください。

○田村政府参考人 まず、年間提供日数の確認でございますけれども、住宅宿泊事業者へ宿泊実績の報告義務を課しております。定期的に、住宅宿泊事業者の監督を所管する都道府県等において確認を行うこととしております。

また、住宅宿泊事業者からの報告に対するチェックにつきましては、住宅宿泊仲介業者の保有する宿泊履歴と、住宅宿泊事業者から報告を受けた年間提供日数の情報を照合する方向で検討しております。両方とも、物件ごとの届け出番号で整理し、チェックしていくことを考えているところでございます。

なお、起算日の御質問がございました。百八十一日の起算日につきましては、例えば一月一日でありますとか四月一日等、一年間の起算点となる特定の月日を定める方向で検討いたしております。

○中村(裕)委員 ちよつと時間になってしまいましたが、残りの質問がでなくなりましたけれども、起算日を例えば四月一日とすると、全国一斉に百八十一日の枠を持ったままスタートして、二月か三月になるとみんな枠がなくなるというような、何かアンバランスというのか、ちよつと工夫が必要だと思えますので、その辺、よく検討して行つていただくことをお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○西銘委員長 次に、伊佐進一君。

○伊佐委員 公明党の伊佐進一です。本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。早速、今回の民泊法案について質問させていただきます。

今回の民泊法案は、私、シェアリングエコノミーという観点で最初の制度設計だといふふうに思っています。シェアリングエコノミーの制度設計がきちんとできればみんなが得をする社会がつかれるんだ、こういうことを示すことができるかどうかという点で、今回のこの民泊法案というのは非常に大事な最初の法案だといふふうに思っております。

そういう意味では、これを推進する人、支持する人、また同時に、さまざまな懸念を有している心配する方々、両者が納得できる形にできて、そこで初めて一歩進めるのかなといふふうに思っております。

そこで、まず冒頭は、懸念に対する政府の対応という点で幾つか質問させていただきます。

まず、この法案の目的ですが、法案の目的にどう書かれているか。一部申し上げると、「国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応して」と。つまり、今、インバウンドでどんどん旅行者がふえています。宿が足りない。違法な民泊を取り締まりつつ、適正化をして、ふえていく需要に対応しようといふことが目的に書かれているわけです。

では、本当に宿泊施設が今足りないのかという観点です。

今、客室数は全部で百四十二万室。二〇二〇年に四千万人の目標を政府は立てておりますが、この場合は宿泊施設が五万室不足する。これはざつと田村長官も答弁されたところでございまして、五万室足りないといふ一方で、客室稼働率は六〇％です。旅館は三七・九％しかない。簡易宿所は二五・八％しか稼働率がない。本当に需給が逼迫しているといふふうに言えるのかどうかという点です。

私、大田区の特で既に民泊をやっているところに行つて、実際に話も聞いてまいりました。旅館業の方、地元の旅館を経営されている方に話を聞きました。宿が足りていないといふふうに言われていますが、実際、現場はどうですかというふうに伺つたら、一刀両断されました。全くの幻想だといふふうに言われました。

そういう点で、まず、五万室不足するといふ推計がある一方で、稼働率がずっと低いままだ、これをどう理解すればいいでしょうか。

○田村政府参考人 最近では、訪日外国人旅行者の急増に伴いまして、東京、大阪を中心とした都市部のホテルの客室稼働率が非常に高い水準で推移している一方で、御指摘のとおり、全国の旅館の客室稼働率というのは四割程度となっております。東京あたりは六割高くなって六割ぐらいになっておりますけれども、全国の平均は、旅館の場合には四割程度になっております。

一方、昨年八月の民間会社の調査によりますと、旅館を含む既存の宿泊施設の稼働率をかなり高いレベルまで上げた上で二〇二〇年の客室数の需給というものを試算した結果として、約五万室程度不足するといふ調査結果が出ているわけでございます。

こうしたことから、旅館等の既存の宿泊施設の稼働率を上げる取り組みというのは非常に重要でありますけれども、あわせて、新たな宿泊施設の供給をふやす努力も必要であるといふふうに考え

ているところでございます。

○伊佐委員 長官がおっしゃったように、地域地域によつて状況は違うという点です。そういう意味では、押しなべて、いやいや、客室数が足りないんではないかといふふうに余り短絡的に言うべきじゃないかといふふうに思っています。

五万室足りないといふのも、よくよく聞いてみますと、全国で足りていないところと余っているところ、全部プラスマイナスをやつて五万室足りないといふわけじゃない。足りないところだけを足し合わせたら五万室だといふふうに伺っています。そういう意味で、客室が余っているところは加味されていない、稼働率が低いところはカウントされていないといふ状況です。

さつき長官もおっしゃったように、今、稼働率が低いところも、一生懸命、極限までどうやって上げていくのかといふところも車の両輪の一つだ。客室数をふやすのと同時に、既存の、私の地元大阪では稼働率は今四七・七％ということですので、今ある客室をより活用してもらつたためにはどうするかという観点も大事だといふふうに思っております。

そういう意味では、例えば、施設の改修。いまだに和式のトイレのホテルもあつて、外国人の方はなかなかそういう旅館は使いにくいという声もありますので、こうしたところを洋式化していくと、あるいはお風呂の改修であつたりとか、そういった既存の施設の活用、稼働率の向上という点で国交省はさまざまな後押しをさせていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○田中副大臣 今お答えしたように、現状、全国の旅館の稼働率は四割程度にとどまっております。そして同時に、旅館の宿泊者のうち、外国人は数％という状況にあります。

一方で、二〇二〇年のオリパラを見据えまして、旅館は、日本の伝統文化ですとか食を体験できるといふ点で、外国人旅行者の多様な宿泊ニーズに対応するために大変重要な役割を果たすものであると考えております。

本法案では、住宅宿泊事業を実施する場合の届け出等の手続を定めておりますが、この手続に係る情報を関係行政機関において共有するためのシステムを構築し、国土交通省、厚生労働省、都道府県等地方公共団体、警察等とが連携して、違法民泊に厳正に対処していくこととしております。

また、住宅宿泊事業の適正な取り締まりを行うため、玄関等への標識の掲示を義務づけ、違法なものを峻別するとともに、今後、ワンストップの苦情対応窓口を設置し、適切に対応することとしております。

一方で、今、民泊をされている皆さん、特に、御自宅にいろいろなゲストが来る居住型の民泊の皆さんの声、その方々は、今、実際に我々は安全に住んでいるわけだから、あるいは、常にゲストとコミュニケーションがとれる、こういう状況にあるわけだから、全くそれとは異なる家主不在型とは一緒にしないでほしいと。

そこは、双方が、不在型と居住型を分けてくれというような意見がございました。

これに対して、国交省はどう考えますでしょうか。

その例としておっしゃったのが、例えば標識。標識だって、例えば、居住型で、実際に小さいお子さんがいらつしやる家にゲストを泊める場合もあるの、そういうときに、自分の家の前の看板に常に自分の電話番号を書いてある、これはそこまで求めませんよということだと思います。あるいは、安全という観点でも、非常用照明器具であったり連動型の警報器、こうしたものは、五十

例えば、私の事務所に来られた方で、還暦を迎えた女性で、今、民泊をされていらっしゃる。御

主人に先立たれて、一人で住むにはちょっと部屋が余っている。新たな人生として、人とながらることをしていきいたいんだ、わくわくしたいんだというのがある。民泊をやっています。英語はできないんですが、身ぶり手ぶりでコミュニケーションをとるというので、生きがいを感じているという方の声であつたり、あるいは、キャリアウーマンでずっとこれまで働かれていて、子育てをされている。これまで保育所に預けてきたんですが、やはり自分の手で子育てしたいという思いがあつて、でも、やはり働きたいというのがある。民泊を始めた。来られるゲスト、外国人の方が子供にいろいろな英語を覚えてくれる。英語教育だけじゃなくて、こうした世界のいろいろな人たちが子供が触れ合うことで、本当の意味でのグローバル教育ができていますよという声であつたり、あるいは、ある民泊をされている方と八十二歳のおばあちゃんが一緒に住んでいらつしやうて、認知症を患つていらつしやるわけですが、そのおばあちゃんも次のゲストはいつ来るのというふうになつてしまつて、生き生きしている、こういう声も伺いました。

そういう意味では、家主居住型というのは、どちらかといえば、ビジネスに重きを置いていてというよりも、交流であつたりとか支え合ひであつたりとか、互助の精神というのが非常にあるんじゃないかなと思います。ビジネスでないから、実際にもらえる料金以上に、例えば日本を知ってもらいたいというのでおもてなしをする、おもてなしを楽しんでいるという状況だと思ひます。また、ゲストも、単なるゲストだと思つて来ているわけじゃなくて、例えば、一緒になつて家の子供のお世話、面倒を見てくれたりというのがあるわけですね。

そういう意味で、居住型の特性というのをしっかりと踏まえた上で、同じ枠組みなんだけれども現実的にはどういふものがあるかということところを、ちょっと具体的に、一問一答になるかもしませんが、質問をしていきたいと思ひます。

さつき、トイレとおつしやいました。民泊を今、回やることで、二つも三つもトイレをつくつていかなきゃいけないんじゃないかと心配されている声もありますが、それはいかがでしょうか。

○田村政府参考人 本法におきまして、住宅宿泊事業を営むことができる住宅というのは、台所、浴室、便所、洗面設備が設けられていることを要件といたしております。

ここで言う便所というのは、通常住宅に設置されている便所を想定しているため、改修を要するものとは考えておりません。

○伊佐委員 改修を要するものじゃないというのです。

次は、今、特区で行われています特区民泊の場合、当初、連泊、六泊七日以上じゃないとだめですよという規制がございました。今は緩和されて二泊三日以上というふうになつていますが、民泊新法では連泊要件が設けられることになるのかどうかについて伺ひます。

○田村政府参考人 本法案において、住宅宿泊事業については、特区民泊と異なりまして、二泊三日以上というような連泊要件は設けられておりません。

○伊佐委員 ちなみに、私、民泊特区、いろいろ教えていただいて、国交省にも情報提供をいただいて、今、特区では大田区と大阪府と大阪市でやつております。大田区でやつてのが三十三施設、大阪府でやつてのが四施設、大阪府が四十八施設ですが、確認したら、一つも残らず全てが、全部、家主不在型でした。居住型、一緒に大家さんがいて、家の一室に泊めてあげるというのは、実は一件もなかったんです。

そういう意味では、今の特区でやつていふような規制内容をそのまま延長してやつていくことには多分ならないんじゃないかというふうに私は理解しております。

ちなみに、ちょっと参考までに伺ひたいんですが、今、特区でやつていふ民泊は、今回の民泊新法が施行された後、扱いはどうなるんでしょうか。

か。

○青柳政府参考人 お答えいたします。

民泊新法による全国民泊では、年間提供日数の上限は百八十日とされる一方で、先生今御指摘がありましたように、最低利用日数の要件はございません。

一方で、特区民泊では、年間宿泊日数の上限はございませんけれども、最低利用日数の要件があるということ、両制度、それぞれ異なる特性を有しております。

民泊新法施行後は、全国民泊と特区民泊とが併存することになりまして、それぞれの特性に応じてインバウンド需要に対応していくことになるかと考えております。

○伊佐委員 あと、次は手続について伺ひたいと思ひます。

既に居住型という形でやつていらつしやる方もいらつしやるわけですが、新法が施行されると、当然、新たに手続が必要になつてきます。その届け出について、できるだけ簡素なものにしていただきたいというふうに思ひます。

例えば、法律の中身を見ますと、図面の提出というのがございます。これは、部屋の図面を提出しなきゃいけないんです。

ただ、普通の御家庭で、専門家がつけるような正確なしつかりとした図面なんというのはいない場合がほとんどだというふうに思つております。

この図面の許容範囲がどの程度になるのかという点、あるいは、この届け出についても、例えばインターネット上でオンラインでできるといふような形にしていきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○田村政府参考人 住宅宿泊事業の届け出に当たりますのは、住宅の図面等の書類の添付を求めることとしておりますけれども、住宅の図面については、本法における住宅の要件を満たすということを確認できれば、旅館業法と同様、手描きの図面でも認める等、利用者の利便性にも配慮することを検討してまいりたいと考えております。

また、昨年六月に閣議決定されました規制改革実施計画におきましては、届け出及び登録の手続はインターネットの活用を基本とすることが盛り込まれたところでございます。これを踏まえまして、住宅宿泊事業法において、住宅宿泊事業を営もうとする者は、都道府県知事への届け出につきまして、インターネットを通じてオンラインでの手続が可能となるように検討しているところでございます。

○伊佐委員 図面は手描きでもオーケーだ、そしてまた、インターネットでしっかりと届け出ができるような仕組みをこれからつくっていくという答弁をいただきました。

次に、地域制限についてです。

旅館業法上、地域制限というのが課されていまして、例えば、学校とか福祉施設からおおむね百メートル以内の場合は、その環境が害されるおそれがある場合は制限する、旅館業ができないというふうになつておりました。

民泊では、こういうところではやつちゃだめですよという地域制限が課されることになるんじゃないでしょうか。

○田村政府参考人 本法案は、健全な民泊サービスを振興するという側面を持つものでありますことから、住宅宿泊事業の立地を制限する、すなわち、住宅宿泊事業の実施そのものを制限するといった規制というのは、基本的に、特段設けられておりません。

ただし、住宅宿泊事業が、例えば静かな環境が求められる場合においても実施され得るものでありますことから、住宅宿泊事業に起因する騒音が多く発生するなどの場合にありましては、生活環境の悪化を防止する必要があると思ひます。

このため、本法案におきまして、生活環境の悪化を防止するため必要があるときに、合理的に必要と認められる限度において、条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができることとされているところでございます。

また、昨年六月に閣議決定されました規制改革実施計画におきましては、届け出及び登録の手続はインターネットの活用を基本とすることが盛り込まれたところでございます。これを踏まえまして、住宅宿泊事業法において、住宅宿泊事業を営もうとする者は、都道府県知事への届け出につきまして、インターネットを通じてオンラインでの手続が可能となるように検討しているところでございます。

また、昨年六月に閣議決定されました規制改革実施計画におきましては、届け出及び登録の手続はインターネットの活用を基本とすることが盛り込まれたところでございます。これを踏まえまして、住宅宿泊事業法において、住宅宿泊事業を営もうとする者は、都道府県知事への届け出につきまして、インターネットを通じてオンラインでの手続が可能となるように検討しているところでございます。

○伊佐委員 次に、仲介業の位置づけについて伺いたいと思います。

インターネット上で民泊を予約する、今も、民泊だけでなく、いろいろ予約するサイトというのがあるわけですが、こうしてマッチングをするサイト、インターネットのページというのは、旅行業法上の定義では、そこから何らかの報酬を得ているのであれば旅行業に当たるんだというのが国交省の解釈だというふうに伺いました。

ところが、この旅行業法の規制というのは、海外の事業者にはかからない、海外のサイトにはかからない、日本の事業者だけがこの規制の対象になっています。これは不公平じゃないかというような議論がこれまでもありました。

では、この民泊、今回の民泊新法でどうなるかということですが、この仲介するプラットホームがどういう位置づけになるか。

今、このプラットホームだけでも、米国で有名な会社もあります。それだけじゃなくて、中国やその他の国もこの分野にどんどん参入して拡大しているというふうに伺っておりますが、日本の民泊の活用なのに、それを仲介する海外の事業者は規制がかからない、でも、日本だけは規制がかかる、これだと公正さに欠けるんじゃないかなというふうに思います。

この民泊新法においても、こうした海外の事業者に対しても規制の網をかけていくべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○田村政府参考人 今御指摘いただきましたように、そういう仲介サイトを運営している会社というの海外にかなり多いという状況もございいます。そうしたことも勘案いたしまして、本法案におきましては、外国において民泊サービスの仲介を行う者についても、住宅宿泊仲介業の登録を受けることを必要とするなど、規制の対象とすることといたしております。

また、この法案の規定に違反した住宅宿泊仲介業者につきましては、業務改善請求や業務停止請求を行うとともに、登録の取り消しができること

としていただいております。

○伊佐委員 これから海外のこうした事業者も規制をしつかりかけていくことなんです、ただ、条文を読むと、十二条、住宅宿泊事業者は、民泊のオーナーですね、民泊のオーナーは、媒介を他人に委託するときは、住宅宿泊仲介業者、仲介業者の方か、あるいは旅行業者に委託しなければならぬ。つまり、登録している仲介業者に委託しなきゃいけないというふうに義務がかけられているのは、民泊のオーナーなわけです。つまり、きちんとした登録をされていない海外のそうしたプラットホームに依頼してしまえば、民泊オーナーが違反に問われる、五十万円以下の罰金ということになっております。

そういう意味では、この網のかけ方の性質上、民泊オーナーが、この仲介業者、プラットホームが登録されていないものだとすることを知らずに仲介を依頼してしまう場合というのもあるわけで、この場合は、知らなかったのに、頼んでしまったら自分たちに罰則がかけられたということになるわけです。

これについて、国交省はしっかりと対応すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○田村政府参考人 本法案におきましては、住宅宿泊事業者は、宿泊サービス提供契約の締結の代理または媒介を他人に委託するときは、住宅宿泊仲介業者等に委託しなければならない、今先生が指摘された規定が書かれているところであります。

このため、住宅宿泊事業者は、当該委託をする前に、登録された住宅宿泊仲介業者を把握しておく必要がございしますので、その方法としては、この法案におきまして、「観光庁長官は、住宅宿泊仲介業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。」と規定しておりますとともに、電磁的方法を含め、登録年月日、登録番号その他の事項を公示する義務づけというのを仲介業者に対して行っているところでございます。

これらによりまして、住宅宿泊事業者は、登録

された住宅宿泊仲介業者を把握した上で、当該業者に委託することを求めているわけでございます。

○伊佐委員 ありがとうございます。

さまたま、一問一答形式で質問させていただきました。いつも一番最後に質問される椎木委員は、最後、多少短くされているわけですが、私もきょうはちょっと短くしようかなと思つたら、質問時間いっぱいになってしまいました。

いずれにしても、きょうの参考人の質疑でもありましたとおり、これまでの旅館業と民泊の人たちが共存共栄できるような制度づくりというものにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上、終わります。

○西銘委員長 次回は、明三十一日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

平成二十九年六月二十三日印刷

平成二十九年六月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇